

狂犬病予防注射は飼い主の義務です

犬の登録と 予防注射

問合せ 環境政策課 電話 055 949 6804

狂犬病予防法により、生後九十一日以上以上の犬については、登録と年一回の狂犬病予防注射を受けることが飼主の義務となります。市では、左記の日程表のとおり、登録と注射を行いますので、都合の良い会場へお出かけください。

注射料 3 320 円

犬の登録が済んでいる場合
登録が済んでいる人には、市役所から案内がきを郵送します。
【持ち物】
案内はがき、愛犬手帳または愛犬カード、注射料

6 320 円
登録料 3 000 円 + 注射料 3 320 円

犬の登録をまだしていない場合
まだ登録していない人は、会場で注射と登録の手続きをお願いします。
【持ち物】
登録料、注射料

狩野川河川敷清掃& ペットのマナーアップ作戦

現在、一部のマナーの悪い飼主のために、千歳橋付近の長岡側河川敷が犬のフンだらけで困っているなどの苦情が多数寄せられています。そこで、犬の散歩マナー向上と適正管理のため、河川敷の清掃とマナー教室を行いますので、皆さんの参加をお待ちしています。

日時 3月12日(日) 雨天中止
受付 9:30 ~ 10:00 ~ 12:00
会場 千歳橋提外地公園(長岡側、千歳橋下)
参加料 無料
持ち物 軍手、シャベル、火バサミ
犬を飼っている人は連れて来てください。
犬がいなくても参加できます。

狂犬病予防集合注射日程表		
日程	会場	時間
4月12日(水)	立花台管理事務所	9:00 ~ 9:50
	中公民館	10:10 ~ 11:00
	高原公民館	13:00 ~ 13:50
	市役所葦山庁舎	14:10 ~ 15:00
	四日町公民館	9:00 ~ 9:50
4月13日(木)	原木公民館	10:10 ~ 11:00
	J A伊豆の国本店	13:00 ~ 13:50
	中條公民館	14:10 ~ 15:00
4月14日(金)	伊豆エメラルドタウン管理組合事務所	9:00 ~ 9:30
	奈古谷公民館	10:10 ~ 11:00
	寺家公民館	13:00 ~ 13:50
4月15日(土)	山木産業会館	14:10 ~ 15:00
	市役所葦山庁舎	9:00 ~ 11:00
4月17日(月)	大仁公民館	9:20 ~ 10:10
	中島公民館	10:30 ~ 10:50
	神島集会センター	11:10 ~ 11:30
	J A吉田作業所跡地	13:20 ~ 13:50
	三福公民館	14:20 ~ 14:50
4月18日(火)	田原野公民館	9:20 ~ 9:30
	板橋集会所	9:50 ~ 10:00
	長者ヶ原公民館	10:20 ~ 10:30
	浮橋公民館	10:50 ~ 11:30
	下畑公民館	13:20 ~ 13:30
4月19日(水)	田中山公民館	13:50 ~ 14:10
	さつき荘下	14:30 ~ 14:50
	御門公民館	9:20 ~ 9:40
	守木公民館	10:00 ~ 10:30
	宗光寺公民館前	10:50 ~ 11:10
4月20日(木)	立花公民館	11:30 ~ 11:50
	市役所大仁庁舎	13:20 ~ 14:00
	長塚公民館前	9:30 ~ 10:00
4月21日(金)	千代田公民館前	10:30 ~ 11:30
	第6分団詰所前	13:30 ~ 15:00
	天野公民館前	9:00 ~ 10:00
4月22日(土)	長岡区民館前	10:30 ~ 11:30
	市役所伊豆長岡庁舎	13:30 ~ 15:00
	江間防災センター	9:00 ~ 10:00
伊豆長岡地区	総合会館南駐車場	10:30 ~ 11:15
	小坂公民館	11:30 ~ 12:00
	市役所伊豆長岡庁舎	13:30 ~ 15:00

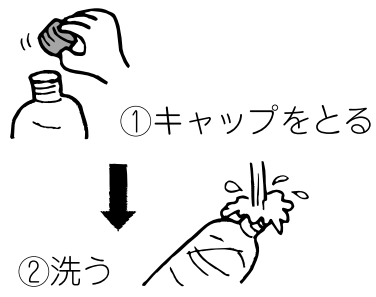
ごみの分け方・出し方再点検 ペットボトル編

カンやビンの収集日に皆さんが出したペットボトルの中にプラスチック製容器包装が混ざっているものが見受けられます。
清涼飲料やしゅうゆ、みりん、焼酎等の酒類の容器に使われているもので、ペットボトル識別マークが付いているものがペットボトルです。
ペットボトルを出すときは、中身が清涼飲料やしゅうゆ、みりん、焼酎等の酒類であることと、この識別マークがついていることを確認してから、出してください。
また、キャップを取り、水でよく洗ってから出すようご協力をお願いします。
問合せ クリーン課
電話 055(949)6805



清涼飲料水、しょうゆ、みりん、焼酎等、ペットボトル識別マークがあるもの

ペットボトルの出し方



ペットボトルは、ビンの日、カンの日に出してください。

プラスチック製 容器包装



ソース、酢、ナベ用つゆ等、プラスチック製容器包装のマークがあるもの

5月17日終了

市街化調整区域「既存宅地」 法経過措置期間終了

平成十三年五月十七日までに申請して「線引き前から宅地であったこと」の確認を受けた土地(既存宅地)について、自己用建築物であればすべての用途で建築可能であった既存宅地の法経過措置期間が、平成十八年五月十七日(または確認を受けた日から五年間)をもって終了します。
期間終了後は、特例措置により、自己用・非自己用を問わず第二種低層住居専用地域に建築可能な建築物に限り、建築(開発)許可を受けて建築できます。第二種低層住居専用地域に建てられない建物(床面積百五十平方メートルを超える店舗、営業用倉庫など)は、建てられなくなりますので、ご注意ください。

	経過措置	特例措置
建築できる期間	平成18年5月17日まで、または既存宅地の確認を受けた日から5年以内に着工	当分の間
建築できる用途	自己用建築物ですべての用途(住宅・店舗・工場等) 開発行為のある場合は用途制限あり	自己用・非自己用問わず、第二種低層住居専用地域に建築できるもの(住宅・賃貸アパート等)
建築の条件	建ぺい率60%以内 容積率200%以内	建ぺい率50%以内、容積率80%以内、高さ10m以内、区画を分割する場合は原則1区画200㎡以上

問合せ 沼津土木事務所都市計画課 電話 055 920 2221
市役所都市計画課 電話 055 948 2909